

## 第3回彦根市公共下水道事業審議会

### 彦根市下水道事業経営戦略 (投資・財政計画)の見直しについて

令和5年3月22日

彦根市

－ 目 次 －

内 容	該当ページ
1. 第2回審議会における審議内容	P. 1
2. 本市における下水道使用料の考え方	P. 3
3. 類似自治体と本市の比較	
(1) 類似自治体との比較方法	P. 14
(2) 類似自治体との比較結果	P. 15
4. 他自治体の料金改定状況	P. 21

# 1. 第2回審議会の審議内容

## (1) 第2回審議会の概要

「彦根市公共下水道事業 経営戦略の策定に係る審議会」(第2回審議会)については、令和4年12月21日に行い、経営戦略の策定に係る投資・財政計画について、審議が行われた。

## (2) 第2回審議会の審議内容

第2回審議会における審議内容は、以下のとおりである。

### 【審議内容】

#### ①経営戦略の投資・財政計画の策定方針・計画期間

投資・財政計画については、令和2年度に策定した「彦根市公共下水道事業・第6期経営計画」に準じて作成することとし、計画の期間は、令和5年度から令和14年度までの10か年とする。

なお、次期計画は、令和7年度に見直しを行うこととする。

#### ②本市における下水道使用料の方針

本市における下水道使用料の方針は、分流式下水道等に要する経費のうち、使用料対象資本費について私費(使用料)で賄うこととするため、下水道事業経営の健全化のためには、令和8年度を初年度として、現状の下水道使用料に対して最終的に30%程度の改定が必要となる。

### 【審議結果】

- ① 市民や議会等に説明していくにあたり、30%値上げをしなければいけないという根拠について、もう少しいろんな背景、状況を裏付けするデータを加えていかないと伝わりにくい。
- ② 値上げの理由として、彦根市は一般会計からの繰入が非常に多く、彦根市全体の財政も厳しいので、そこを抑制していかなければならないということが大きな理由だが、30%の値上げの料金改定をしたら、それがどこまで改善されるか、また、類似団体の一般会計繰入金などのくらいあるのか、30%値上げすることで、類似団体の中でどのぐらいの位置に変わるのか等、もう少し丁寧に説明するべき。
- ③ 彦根市の財政状況が大変だということは分かるが、受益者側の視点に立った表現がない。値上げの影響を受けるのは受益者で、生活にかかわる全てのものが値上げになってきている中で、受益者側の負担になる理由等もう少し丁寧に説明するべき。
- ④ 彦根市の財政が好転すれば、一般会計からの繰入を増やし使用料を下げるができるのか等、受益者にとって希望をもてる見通しを示すことはできないか。
- ⑤ 料金改定をして市民の方に受益者負担を求めるだけではなく、下水道部局としてどのような経営改善

の努力をしているかという説明が必要である。そうした経営改善を行ったうえで、それでもさらなる負担が必要であるという現状の説明をするべき。下水道部局として、今、何を改善すべきなのかを示したほうがよい。

- ⑥ 値上げ幅の議論も大事だが、市民の理解を得ることが重要で、そこには丁寧な説明が必要になる。値上げ前の現時点での市民の理解度や満足度等の調査がスタートラインと思うが、そういった調査は実施しているか。それがマイナスからのスタートであればより慎重に丁寧な説明が必要になる。

## 2. 本市における下水道使用料の考え方（審議結果①②③④⑤）

### （1）下水道事業の経営原則（審議結果③④）

#### 独立採算制の原則

公共下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされ、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく「独立採算制の原則」が適用。

（地方財政法第6条、地方財政法施行令第46条）

#### 雨水公費・汚水私費の原則

- 「雨水公費」とは、雨水排除に要する経費について、雨水は自然現象に起因し、排除による受益が広く及ぶことから公費により負担。
- 「汚水私費」とは、汚水は原因者や受益者が明らかなことから、私費（使用料）により負担。ただし、汚水処理に要する経費のうち、公共用水域の水質保全への効果が高い高度処理の経費や合流式下水道に比べ建設コストが割高になる分流式下水道に要する経費の一部などは、公的な便益も認められることから、公費により負担。（下水道財政研究委員会）

### （2）一般会計繰入金について（審議結果④）

一般会計繰入金とは、市の一般会計から下水道事業の運営のために繰り入れられるお金のことで、一般会計で負担すべき経費とされている「基準内繰入金」と、これに該当しない「基準外繰入金」がある。

#### ➤ 基準内繰入金

…繰出基準に基づき、一般会計が負担・補助等する必要な経費として、財政措置（交付税措置）が認められる繰入金（公費負担分）、及び雨水処理に関する費用。

#### ➤ 基準外繰入金

…上記の繰出基準に基づかない繰入金で、主に一般会計で負担することを市として決定して繰り入れるものや、不足分を補填するための費用。

### (3) 汚水処理費について (審議結果⑤)

汚水処理費は汚水の処理にかかる経費のことで、大きく「維持管理費」と「資本費」に分けられる。

#### ➤ 維持管理費

…流域下水道終末処理場で汚水を処理するために必要な経費(人件費、薬品費、動力費等)や、下水道施設を健全に維持するための調査や修繕に要する費用。

⇒汚水処理に関するランニングコスト

#### ➤ 資本費

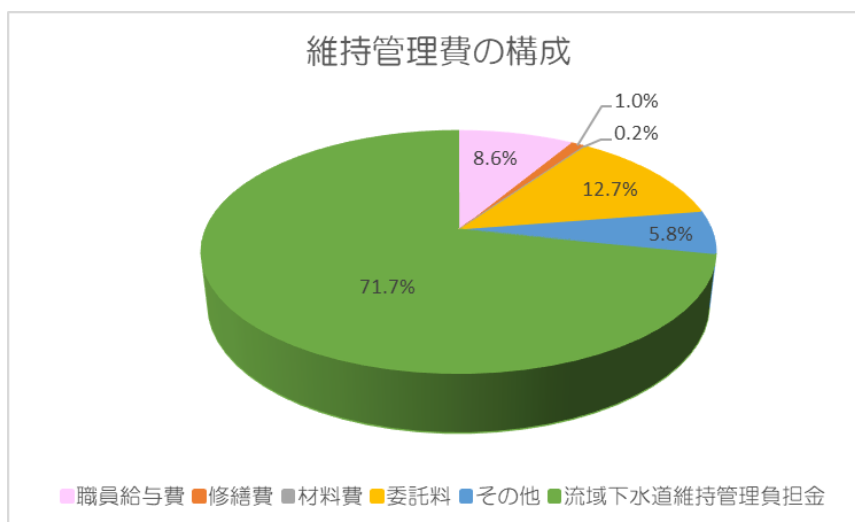
…下水道の整備費や、整備の財源として借り入れた企業債の償還費用であり、減価償却費、及び企業債の利息等の合計として表される。

⇒下水道施設の建設に関するイニシャルコスト

### (4) 維持管理費の構成について (審議結果⑤)

維持管理費の構成は以下のとおりで、流域下水道維持管理負担金の占める割合が全体の70%を超えており、残りについても13%が管渠の調査や清掃、マンホールポンプの保守点検などの委託料、8%が職員給与費となっています。

本市においては、従来から外部委託の積極的な活用による人件費の削減など、経費削減の取り組みを行ってきたこともあり、経費削減の余地があまり残されていません。



※令和3年度決算統計より

#### ■流域下水道維持管理負担金

…下水道法第31条の2の規定に基づき、流域下水道により利益を受ける市町が、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用について、その利益を受ける限度において負担する費用。本市では東北部浄化センターにおける水処理経費が主なもので、概ね「使用水量×単価」により算出される。

(5) 汚水処理費に対する使用料対象経費と一般会計繰入金のイメージ (審議結果①)

以下に、令和5年度推計における汚水処理費に対する使用料対象経費と一般会計繰入金のイメージを示す。

本市では、分流式下水道等に要する経費のうち、使用料対象資本費について私費(使用料)で賄う方針であり、現状の下水道使用料収入では、使用料対象経費を下水道使用料収入で賄うことができないため、一般会計より繰入れを行っている状況である。

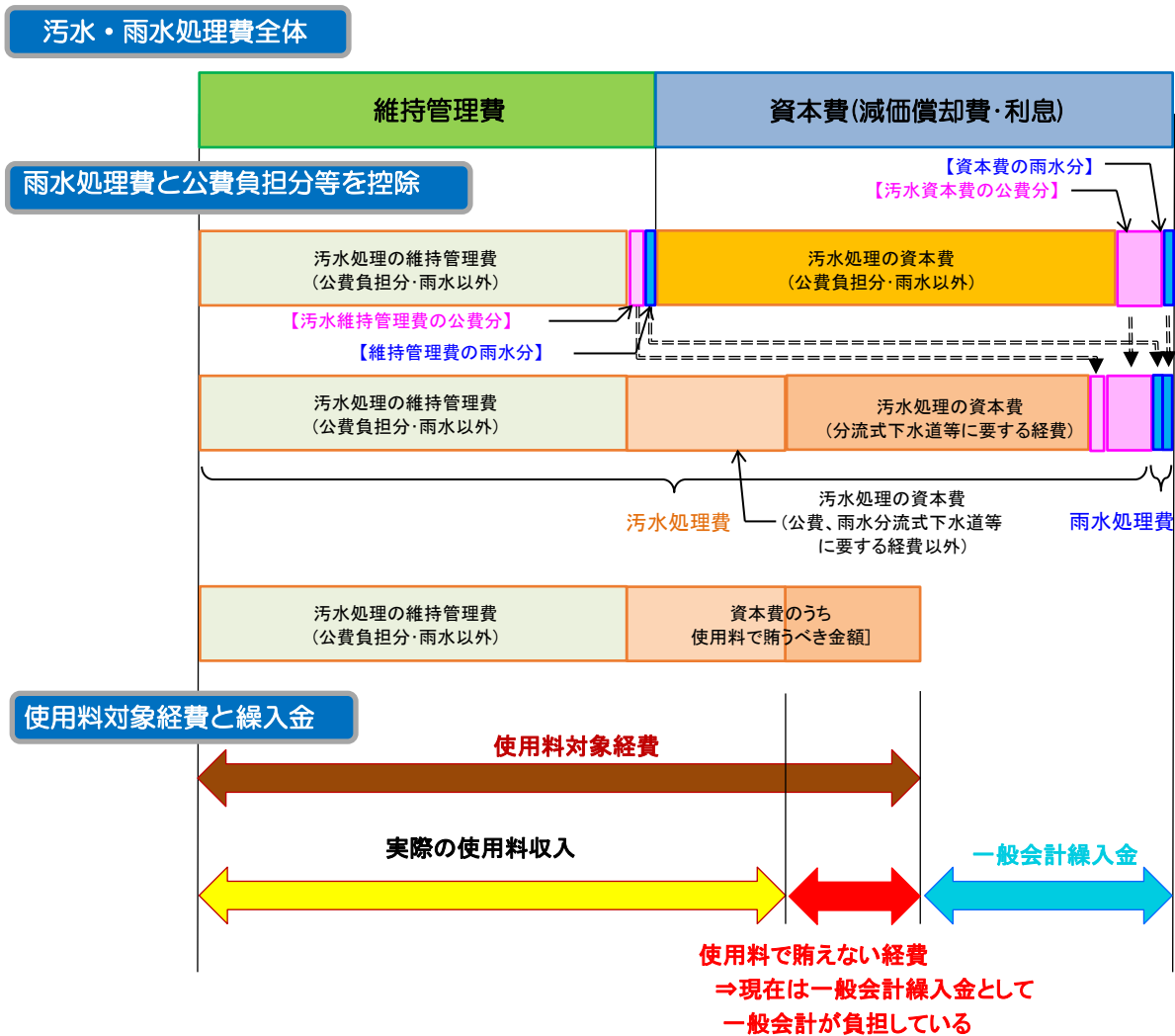


図-1 汚水処理費に対する一般会計繰入金のイメージ

■分流式下水道等に要する経費

…分流式下水道については公共用水域の水質保全への効果が高く、合流式下水道に比べ公的な便益がより大きく認められる反面、雨水と汚水の2つの管渠を要し、整備にかかる経費については3倍以上の格差があるなど、汚水資本費が相当程度割高となっている。

このことから、分流式下水道の公的便益性及び資本費格差にかんがみて、適正な使用料を徴収してもなお使用料で回収することが困難である経費について繰り出し対象となるもの。

(6) 本市における新たな使用料の考え方について (審議結果①)

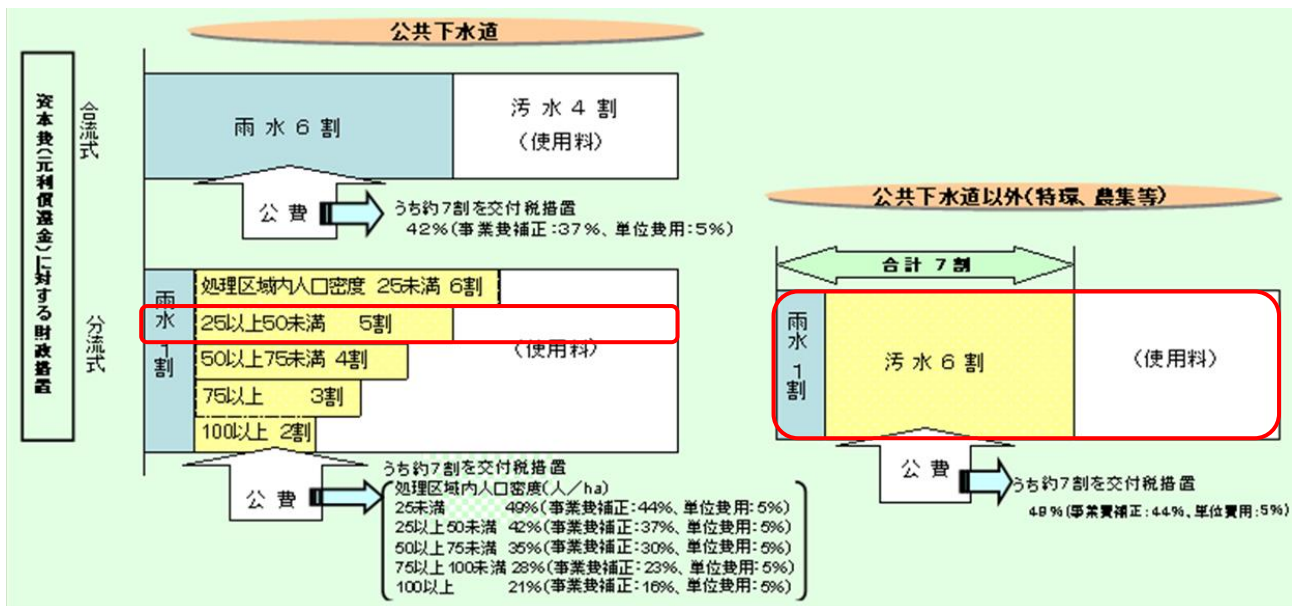
1) 新たな使用料の考え方について

分流式下水道等に要する経費のうち、使用料対象資本費について私費(使用料)で賄う

⇒一般会計からの繰出基準により、基準内とされている分流式下水道等に要する経費は「その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額」については公費で、それ以外の費用については、独立採算制の原則から私費(下水道使用料)負担となる。

「分流式下水道等に要する経費」は基準内繰入に該当するが、下図のとおり処理区域内人口密度に応じて使用料対象となる経費が定められている。

これについても、本来であれば使用料で賄うことが望ましいと考えられる。



彦根市の処理区域内人口密度(41.9人/ha)では、公共の4割、特環の3割は使用料収入で賄うべきとされている。

※令和3年度末における処理区域内人口密度

処理区域内人口 98,874人 ÷ 整備面積 2,358.7ha = 41.9人/ha



## 2) 令和3年度における使用料収入で賄うべき費用の試算

使用料収入で賄うべき費用について、令和3年度実績で試算を行うと、

公共 436,227 千円、特環 28,450 千円、合計 464,677 千円について、下水道使用料収入で賄う必要がある。

単位:千円

項目	公共	特環
公費	$1,066,860 \div 0.9 \times 0.5 = 545,284$	$85,349 \div 0.9 \times 0.6 = 56,899$
下水道使用料	$1,066,860 \div 0.9 \times 0.4 = \underline{436,227}$	$85,349 \div 0.9 \times 0.3 = \underline{28,450}$

## 3) 計画期間における使用料収入で賄うべき費用

計画期間における使用料収入で賄うべき費用については、経営戦略計画期間最終年の令和14年までで算定すると、

$$549,237 \text{ 千円} \div 1,745,717 \text{ 千円 (使用料見込)} \times 100 \doteq 31.5\%$$

⇒約32%の増額が必要である。

単位:千円

項目	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
公共	449,658	436,935	478,005	474,305	470,877	469,732	467,974	511,675	512,583	515,610
特環	29,325	28,496	31,174	30,933	30,709	30,635	30,520	33,370	33,429	33,627
合計	478,983	465,431	509,179	505,238	501,586	500,367	498,494	545,045	546,012	549,237

## 4) 下水道使用料改定について

以上の状況を踏まえ、下水道事業経営の健全化のためには、令和8年度を初年度として、現状の下水道使用料に対して最終的に30%程度の改定が必要となる。

(7) 下水道使用料の改定ケースの設定 (審議結果①)

下水道事業経営の健全化のため 30%の使用料改定が必要であり、これを早期に達成する必要があるが、1回で 30%の使用料改定を行うことは市民生活に与える影響が大きいため、段階的に使用料を上げること考え、下記の4ケースによる収支状況の試算を行った。

項目	改定ケース	下水道使用料単価
CASE 1	現状維持	150.03 円/m <sup>3</sup> (R3 実績、税抜)
CASE 2	令和 8 年度に 10%UP (令和 15 年度以降に残り 20%の改定)	165.03 円/m <sup>3</sup> (税抜)
CASE 3	令和 8 年度に 15%UP (令和 15 年度以降に残り 15%の改定)	172.54 円/m <sup>3</sup> (税抜)
CASE 4	令和 8 年度に 30%UP	195.04 円/m <sup>3</sup> (税抜)

【現在の下水道使用料(1か月)】

区分	基本料金	超過料金 (1 立方メートルにつき)
一般排水	1,280 円	10 立方メートルまで 基本料金のみ 10 立方メートルを超え 30 立方メートルまで 140 円 30 立方メートルを超え 50 立方メートルまで 150 円 50 立方メートルを超え 100 立方メートルまで 160 円 100 立方メートルを超える分 170 円
特定排水 工事・事業所等 (公衆浴場、公共 施設等を除く) から 排除される汚水	上記に同じ	10 立方メートルを超え 750 立方メートルまで 一般排水と同じ 750 立方メートルを超える分 227 円
公衆浴場排水	300 立方メートルまで 9,520 円	300 立方メートルを超える分 72 円

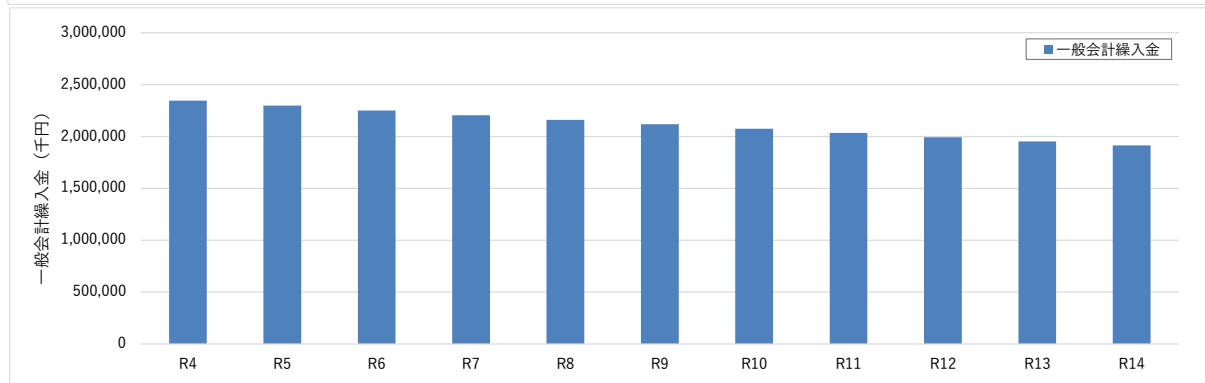
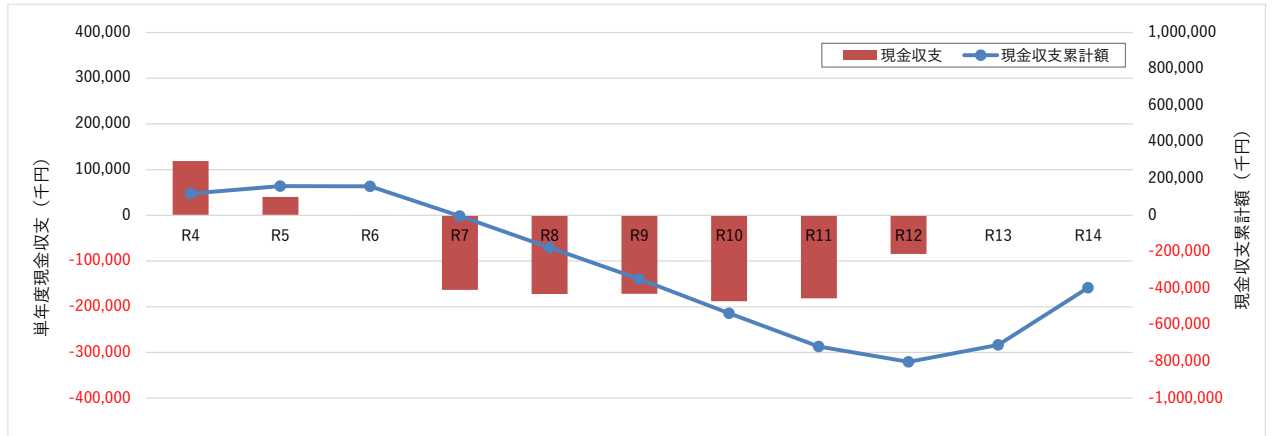
※下水道使用料は、基本料金と超過料金の合計額に消費税相当額を加えた金額です。ただし、1 円未満の端数は切り捨て。

(8) 各ケースにおける資金収支の推計 (審議結果①)

(7)で設定した下水道使用料の改定ケースにおいて、資金収支の算定を行った。

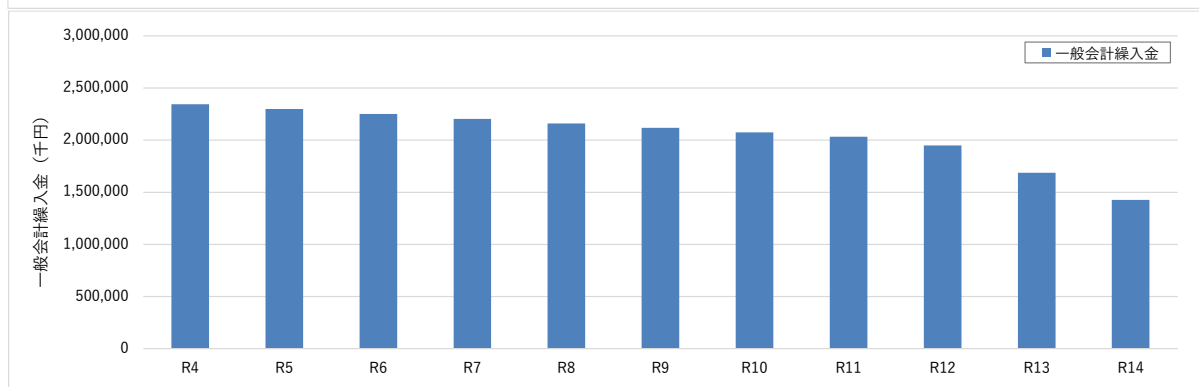
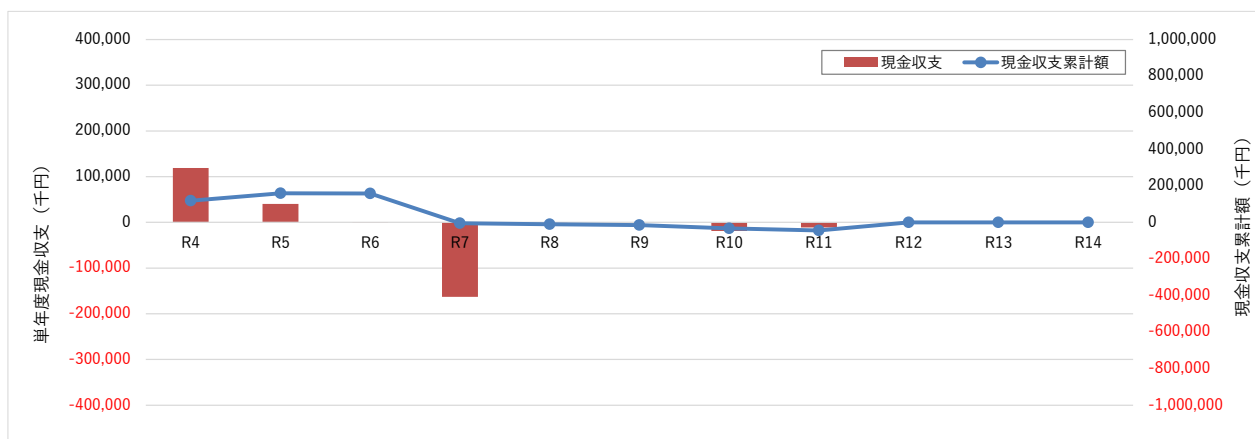
■CASE1:現状維持

項目 / 年度	予算	経営戦略策定期間(10年間)										
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	
	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	
<b>収益の収支(税抜)</b>												
収入												
下水道使用料	1,490,408	1,568,186	1,603,040	1,642,668	1,657,912	1,677,757	1,688,450	1,703,728	1,719,040	1,737,141	1,745,717	
雨水処理負担金	17,925	18,106	20,154	21,161	22,157	23,137	24,103	25,733	27,342	28,930	30,496	
他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計補助金	1,941,832	1,884,787	1,825,726	1,784,612	1,746,652	1,741,153	1,733,613	1,756,672	1,753,477	1,783,569	1,761,240	
特別利益・その他	43,023	2,354	2,730	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	
合計①	3,493,188	3,473,433	3,451,650	3,451,141	3,429,421	3,444,747	3,448,866	3,488,833	3,502,559	3,552,340	3,540,153	
支出												
維持管理費(予備費込)	932,221	1,087,863	1,105,153	1,256,603	1,265,393	1,276,823	1,282,993	1,291,793	1,300,623	1,311,063	1,316,003	
支払利息	459,712	397,491	362,898	333,785	308,540	286,612	266,982	259,272	252,756	248,177	245,835	
特別損失	42,825	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	
合計②	1,434,758	1,487,854	1,470,551	1,592,888	1,576,433	1,565,935	1,552,475	1,553,565	1,555,879	1,561,740	1,564,338	
収入												
消費税及び地方消費税資本的収支調整額	65,597	59,885	60,450	60,710	66,264	68,726	56,394	60,606	63,094	68,056	69,220	
<b>資本的収支(税込)</b>												
収入												
企業債	1,952,000	1,814,500	1,644,500	1,494,500	1,459,500	1,324,500	1,037,500	892,500	832,500	832,500	832,500	
下水道事業債	774,900	739,000	739,000	739,000	739,000	739,000	587,000	587,000	587,000	587,000	587,000	
流域下水道債	226,700	245,500	245,500	245,500	245,500	245,500	245,500	245,500	245,500	245,500	245,500	
資本費平準化債	950,400	830,000	660,000	510,000	475,000	340,000	205,000	60,000	0	0	0	
借換債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計補助金	385,183	395,372	404,781	399,130	391,996	353,299	317,521	251,327	212,238	140,697	122,396	
国県補助金	466,915	460,000	460,000	460,000	460,000	460,000	450,000	450,000	450,000	450,000	450,000	
負担金等	68,257	102,900	90,100	91,200	35,100	35,100	35,200	35,200	35,200	30,700	30,700	
其他資本的収入	700	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計③	2,873,055	2,772,772	2,599,381	2,444,830	2,346,596	2,172,899	1,840,221	1,629,027	1,529,938	1,453,897	1,435,596	
支出												
建設改良費	1,606,578	1,578,600	1,578,600	1,578,600	1,578,600	1,578,600	1,408,000	1,408,000	1,408,000	1,408,000	1,408,000	
企業債償還金	3,270,808	3,199,250	3,063,152	2,948,155	2,859,286	2,713,338	2,572,723	2,398,571	2,216,242	2,011,945	1,759,183	
其他	700	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計④	4,878,086	4,777,850	4,641,752	4,526,755	4,437,886	4,291,938	3,980,723	3,806,571	3,624,242	3,419,945	3,167,183	
合計												
収入	6,431,840	6,306,090	6,111,481	5,956,681	5,842,281	5,686,372	5,345,481	5,178,466	5,095,591	5,074,293	5,044,969	
支出	6,312,844	6,265,704	6,112,303	6,119,643	6,014,318	5,857,873	5,533,198	5,360,136	5,180,120	4,981,685	4,731,521	
現金収支	118,996	40,386	-822	-162,962	-172,037	-171,501	-187,717	-181,670	-84,529	0	0	
現金収支累計額	118,996	159,382	158,560	-4,402	-176,439	-347,940	-535,657	-717,327	-801,857	-709,249	-395,801	
一般会計繰入金	2,344,940	2,298,265	2,250,661	2,204,903	2,160,805	2,117,589	2,075,237	2,033,732	1,993,057	1,953,196	1,914,132	



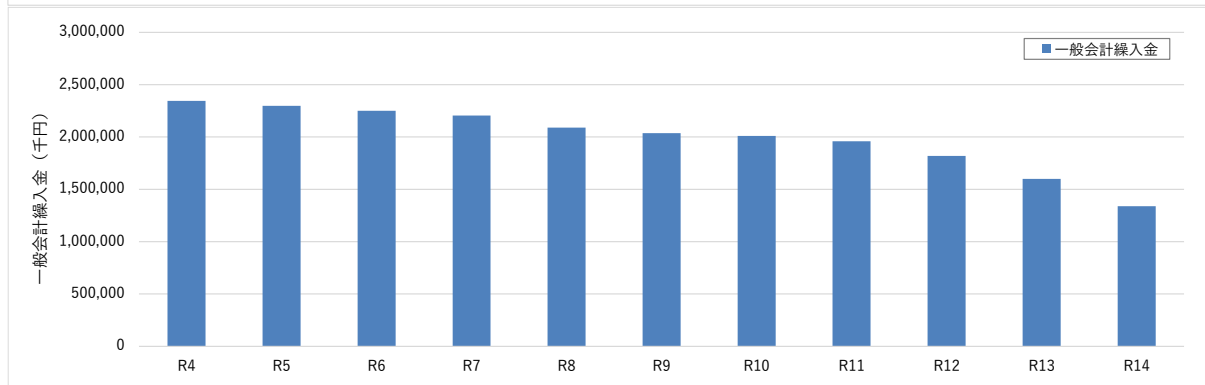
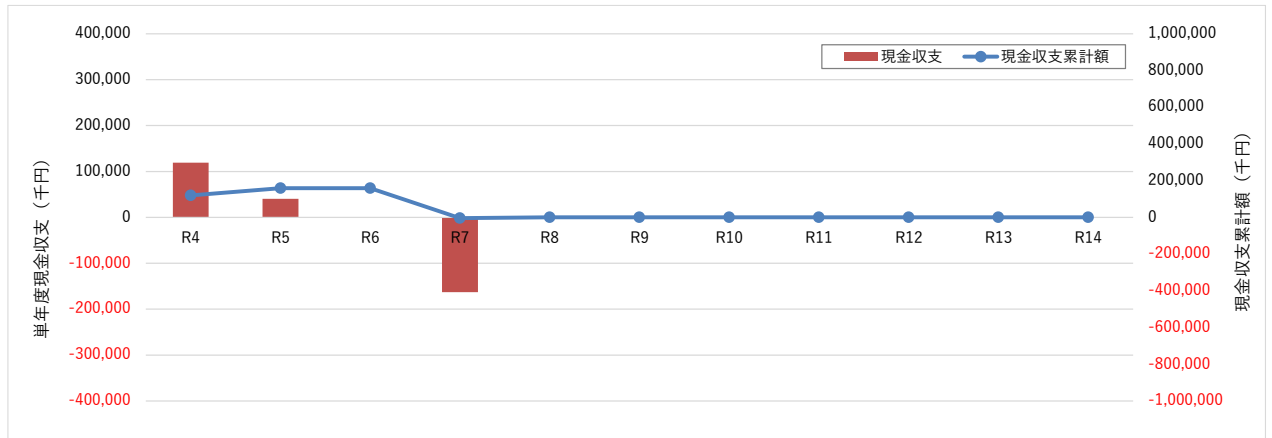
■CASE2: 令和8年度に10%UP

項目 / 年度	経営戦略策定期間(10年間)											
	予算											
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	
	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	
<b>収益的収支(税抜)</b>												
収入	下水道使用料	1,490,408	1,568,186	1,603,040	1,642,668	1,823,703	1,845,533	1,857,295	1,874,101	1,890,944	1,910,855	1,920,289
	雨水処理負担金	17,925	18,106	20,154	21,161	22,157	23,137	24,103	25,733	27,342	28,930	30,496
	他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	他会計補助金	1,941,832	1,884,787	1,825,726	1,784,612	1,746,652	1,741,153	1,733,613	1,756,672	1,710,645	1,517,247	1,273,220
	特別利益・その他	43,023	2,354	2,730	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700
	合計①	3,493,188	3,473,433	3,451,650	3,451,141	3,595,212	3,612,523	3,617,711	3,659,206	3,631,631	3,459,732	3,226,705
支出	維持管理費(予備費込)	932,221	1,087,863	1,105,153	1,256,603	1,265,393	1,276,823	1,282,993	1,291,793	1,300,623	1,311,063	1,316,003
	支払利息	459,712	397,491	362,898	333,785	308,540	286,612	266,982	259,272	252,756	248,177	245,835
	特別損失	42,825	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
合計②	1,434,758	1,487,854	1,470,551	1,592,888	1,576,433	1,565,935	1,552,475	1,553,565	1,555,879	1,561,740	1,564,338	
収入	消費税及び地方消費税資本的収支調整額	65,597	59,885	60,450	60,710	66,264	68,726	56,394	60,606	63,094	68,056	69,220
<b>資本的収支(税込)</b>												
収入	企業債	1,952,000	1,814,500	1,644,500	1,494,500	1,459,500	1,324,500	1,037,500	892,500	832,500	832,500	832,500
	下水道事業債	774,900	739,000	739,000	739,000	739,000	739,000	587,000	587,000	587,000	587,000	587,000
	流域下水道債	226,700	245,500	245,500	245,500	245,500	245,500	245,500	245,500	245,500	245,500	245,500
	資本費平準化債	950,400	830,000	660,000	510,000	475,000	340,000	205,000	60,000	0	0	0
	借換債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	他会計補助金	385,183	395,372	404,781	399,130	391,996	353,299	317,521	251,327	212,238	140,697	122,396
	国県補助金	466,915	460,000	460,000	460,000	460,000	460,000	450,000	450,000	450,000	450,000	450,000
	負担金等	68,257	102,900	90,100	91,200	35,100	35,100	35,200	35,200	35,200	30,700	30,700
	その他資本的収入	700	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計③	2,873,055	2,772,772	2,599,381	2,444,830	2,346,596	2,172,899	1,840,221	1,629,027	1,529,938	1,453,897	1,435,596
支出	建設改良費	1,606,578	1,578,600	1,578,600	1,578,600	1,578,600	1,578,600	1,408,000	1,408,000	1,408,000	1,408,000	1,408,000
	企業債償還金	3,270,808	3,199,250	3,063,152	2,948,155	2,859,286	2,713,338	2,572,723	2,398,571	2,216,242	2,011,945	1,759,183
	その他	700	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計④	4,878,086	4,777,850	4,641,752	4,526,755	4,437,886	4,291,938	3,980,723	3,806,571	3,624,242	3,419,945	3,167,183
合計												
収入	6,431,840	6,306,090	6,111,481	5,956,681	6,008,072	5,854,148	5,514,326	5,348,839	5,224,663	4,981,685	4,731,521	
支出	6,312,844	6,265,704	6,112,303	6,119,643	6,014,318	5,857,873	5,533,198	5,360,136	5,180,120	4,981,685	4,731,521	
現金収支	118,996	40,386	-822	-162,962	-6,246	0	-18,872	-11,297	0	0	0	
現金収支累計額	118,996	159,382	158,560	-4,402	-10,648	-14,373	-33,245	-44,542	0	0	0	
一般会計繰入金	2,344,940	2,298,265	2,250,661	2,204,903	2,160,805	2,117,589	2,075,237	2,033,732	1,950,225	1,686,874	1,426,112	



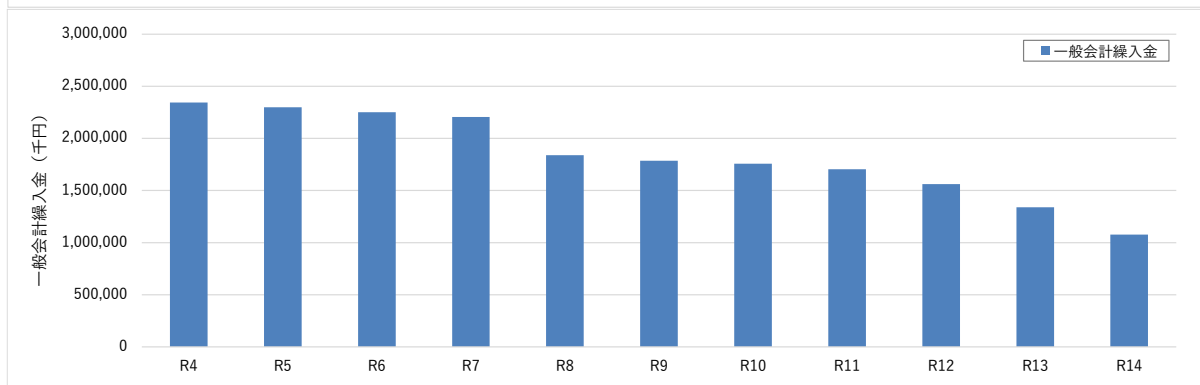
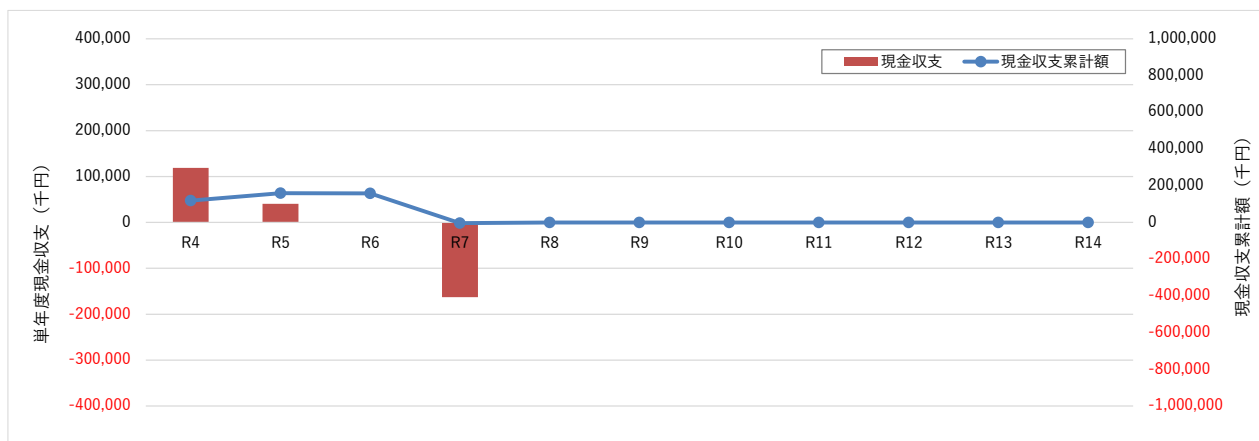
■CASE3: 令和8年度に15%UP

項目 / 年度	経営戦略策定期間(10年間)											
	予算	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
		2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
<b>収益の収支(税抜)</b>												
収入												
下水道使用料	1,490,408	1,568,186	1,603,040	1,642,668	1,906,599	1,929,421	1,941,718	1,959,287	1,976,896	1,997,712	2,007,575	
雨水処理負担金	17,925	18,106	20,154	21,161	22,157	23,137	24,103	25,733	27,342	28,930	30,496	
他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計補助金	1,941,832	1,884,787	1,825,726	1,784,612	1,674,404	1,660,990	1,668,062	1,682,783	1,580,150	1,430,390	1,185,934	
特別利益・その他	43,023	2,354	2,730	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	
合計①	3,493,188	3,473,433	3,451,650	3,451,141	3,605,860	3,616,248	3,636,583	3,670,503	3,587,088	3,459,732	3,226,705	
支出												
維持管理費(予備費込)	932,221	1,087,863	1,105,153	1,256,603	1,265,393	1,276,823	1,282,993	1,291,793	1,300,623	1,311,063	1,316,003	
支払利息	459,712	397,491	362,898	333,785	308,540	286,612	266,982	259,272	252,756	248,177	245,835	
特別損失	42,825	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	
合計②	1,434,758	1,487,854	1,470,551	1,592,888	1,576,433	1,565,935	1,552,475	1,553,565	1,555,879	1,561,740	1,564,338	
収入												
消費税及び地方消費税資本的収支調整額	65,597	59,885	60,450	60,710	66,264	68,726	56,394	60,606	63,094	68,056	69,220	
<b>資本的収支(税込)</b>												
収入												
企業債	1,952,000	1,814,500	1,644,500	1,494,500	1,459,500	1,324,500	1,037,500	892,500	832,500	832,500	832,500	
下水道事業債	774,900	739,000	739,000	739,000	739,000	739,000	587,000	587,000	587,000	587,000	587,000	
流域下水道債	226,700	245,500	245,500	245,500	245,500	245,500	245,500	245,500	245,500	245,500	245,500	
資本費平準化債	950,400	830,000	660,000	510,000	475,000	340,000	205,000	60,000	0	0	0	
借換債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計補助金	385,183	395,372	404,781	399,130	391,996	353,299	317,521	251,327	212,238	140,697	122,396	
国県補助金	466,915	460,000	460,000	460,000	460,000	460,000	450,000	450,000	450,000	450,000	450,000	
負担金等	68,257	102,900	90,100	91,200	35,100	35,100	35,200	35,200	35,200	30,700	30,700	
其他資本的収入	700	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計③	2,873,055	2,772,772	2,599,381	2,444,830	2,346,596	2,172,899	1,840,221	1,629,027	1,529,938	1,453,897	1,435,596	
支出												
建設改良費	1,606,578	1,578,600	1,578,600	1,578,600	1,578,600	1,578,600	1,408,000	1,408,000	1,408,000	1,408,000	1,408,000	
企業債償還金	3,270,808	3,199,250	3,063,152	2,948,155	2,859,286	2,713,338	2,572,723	2,398,571	2,216,242	2,011,945	1,759,183	
其他	700	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計④	4,878,086	4,777,850	4,641,752	4,526,755	4,437,886	4,291,938	3,980,723	3,806,571	3,624,242	3,419,945	3,167,183	
合計												
収入	6,431,840	6,306,090	6,111,481	5,956,681	6,018,720	5,857,873	5,533,198	5,360,136	5,180,120	4,981,685	4,731,521	
支出	6,312,844	6,265,704	6,112,303	6,119,643	6,014,318	5,857,873	5,533,198	5,360,136	5,180,120	4,981,685	4,731,521	
現金収支	118,996	40,386	-822	-162,962	0	0	0	0	0	0	0	
現金収支累計額	118,996	159,382	158,560	-4,402	0	0	0	0	0	0	0	
一般会計繰入金	2,344,940	2,298,265	2,250,661	2,204,903	2,088,557	2,037,426	2,009,686	1,959,843	1,819,730	1,600,017	1,338,826	



■CASE4: 令和8年度に30%UP

項目 / 年度	経営戦略策定期間(10年間)											
	予算	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
		2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
<b>収益の収支(税抜)</b>												
収入												
下水道使用料	1,490,408	1,568,186	1,603,040	1,642,668	2,155,286	2,181,084	2,194,985	2,214,846	2,234,752	2,258,283	2,269,432	
雨水処理負担金	17,925	18,106	20,154	21,161	22,157	23,137	24,103	25,733	27,342	28,930	30,496	
他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計補助金	1,941,832	1,884,787	1,825,726	1,784,612	1,425,717	1,409,327	1,414,795	1,427,224	1,322,294	1,169,819	924,077	
特別利益・その他	43,023	2,354	2,730	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	
合計①	3,493,188	3,473,433	3,451,650	3,451,141	3,605,860	3,616,249	3,636,583	3,670,503	3,587,088	3,459,732	3,226,705	
支出												
維持管理費(予備費込)	932,221	1,087,863	1,105,153	1,256,603	1,265,393	1,276,823	1,282,993	1,291,793	1,300,623	1,311,063	1,316,003	
支払利息	459,712	397,491	362,898	333,785	308,540	286,612	266,982	259,272	252,756	248,177	245,835	
特別損失	42,825	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	
合計②	1,434,758	1,487,854	1,470,551	1,592,888	1,576,433	1,565,935	1,552,475	1,553,565	1,555,879	1,561,740	1,564,338	
収入												
消費税及び地方消費税資本的収支調整額	65,597	59,885	60,450	60,710	66,264	68,726	56,394	60,606	63,094	68,056	69,220	
<b>資本的収支(税込)</b>												
収入												
企業債	1,952,000	1,814,500	1,644,500	1,494,500	1,459,500	1,324,500	1,037,500	892,500	832,500	832,500	832,500	
下水道事業債	774,900	739,000	739,000	739,000	739,000	739,000	587,000	587,000	587,000	587,000	587,000	
流域下水道債	226,700	245,500	245,500	245,500	245,500	245,500	245,500	245,500	245,500	245,500	245,500	
資本費平準化債	950,400	830,000	660,000	510,000	475,000	340,000	205,000	60,000	0	0	0	
借換債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計補助金	385,183	395,372	404,781	399,130	391,996	353,299	317,521	251,327	212,238	140,697	122,396	
国県補助金	466,915	460,000	460,000	460,000	460,000	460,000	450,000	450,000	450,000	450,000	450,000	
負担金等	68,257	102,900	90,100	91,200	35,100	35,100	35,200	35,200	35,200	30,700	30,700	
其他資本的収入	700	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計③	2,873,055	2,772,772	2,599,381	2,444,830	2,346,596	2,172,899	1,840,221	1,629,027	1,529,938	1,453,897	1,435,596	
支出												
建設改良費	1,606,578	1,578,600	1,578,600	1,578,600	1,578,600	1,578,600	1,408,000	1,408,000	1,408,000	1,408,000	1,408,000	
企業債償還金	3,270,808	3,199,250	3,063,152	2,948,155	2,859,286	2,713,338	2,572,723	2,398,571	2,216,242	2,011,945	1,759,183	
其他	700	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計④	4,878,086	4,777,850	4,641,752	4,526,755	4,437,886	4,291,938	3,980,723	3,806,571	3,624,242	3,419,945	3,167,183	
合計												
収入	6,431,840	6,306,090	6,111,481	5,956,681	6,018,720	5,857,873	5,533,198	5,360,136	5,180,120	4,981,685	4,731,521	
支出	6,312,844	6,265,704	6,112,303	6,119,643	6,014,318	5,857,873	5,533,198	5,360,136	5,180,120	4,981,685	4,731,521	
現金収支	118,996	40,386	-822	-162,962	0	0	0	0	0	0	0	
現金収支累計額	118,996	159,382	158,560	-4,402	0	0	0	0	0	0	0	
一般会計繰入金	2,344,940	2,298,265	2,250,661	2,204,903	1,839,870	1,785,763	1,756,419	1,704,284	1,561,874	1,339,446	1,076,969	



(9) 各ケースにおける一般会計繰入金の算定 (審議結果①)

各ケースにおける下水道使用料、単年度現金収支、現金収支累計額及び一般会計繰入金は、下表のとおりである。

下水道使用料は、CASE1 に対して、CASE2～4 は令和 8 年度に料金改定を行っているため、令和 8 年度以降、改定割合に応じて増加している。

現金収支累計額は、経営戦略策定期間で、CASE1で約4億円の累計赤字、その他は経営戦略策定期間に累計赤字の解消となる。

一般会計繰入金は、令和 8 年度の料金改定以降は、改定割合に応じて減少している。

使用料対象経費を対象にした経費回収率については、令和3年度実績においても 100%であり、今後も経費回収率 100%を維持しつつ、下水道事業経営を行う方針である。

(千円)

項目	予算		経営戦略策定期間(10年間)										合計 R5-R14
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14		
	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032		
下水道 使用料	CASE1: 現状維持	1,490,408	1,568,186	1,603,040	1,642,668	1,657,912	1,677,757	1,688,450	1,703,728	1,719,040	1,737,141	1,745,717	16,743,639
	CASE2: R8に10%UP	1,490,408	1,568,186	1,603,040	1,642,668	1,823,703	1,845,533	1,857,295	1,874,101	1,890,944	1,910,855	1,920,289	17,936,614
	CASE3: R8に15%UP	1,490,408	1,568,186	1,603,040	1,642,668	1,906,599	1,929,421	1,941,718	1,959,287	1,976,896	1,997,712	2,007,575	18,533,102
	CASE4: R8に30%UP	1,490,408	1,568,186	1,603,040	1,642,668	2,155,286	2,181,084	2,194,985	2,214,846	2,234,752	2,258,283	2,269,432	20,322,562
単年度 現金収支	CASE1: 現状維持	118,996	40,386	-822	-162,962	-172,037	-171,501	-187,717	-181,670	-84,529	0	0	-
	CASE2: R8に10%UP	118,996	40,386	-822	-162,962	-6,246	0	-18,872	-11,297	0	0	0	-
	CASE3: R8に15%UP	118,996	40,386	-822	-162,962	0	0	0	0	0	0	0	-
	CASE4: R8に30%UP	118,996	40,386	-822	-162,962	0	0	0	0	0	0	0	-
現金収支 累計額	CASE1: 現状維持	118,996	159,382	158,560	-4,402	-176,439	-347,940	-535,657	-717,327	-801,857	-709,249	-395,801	-
	CASE2: R8に10%UP	118,996	159,382	158,560	-4,402	-10,648	-14,373	-33,245	-44,542	0	0	0	-
	CASE3: R8に15%UP	118,996	159,382	158,560	-4,402	0	0	0	0	0	0	0	-
	CASE4: R8に30%UP	118,996	159,382	158,560	-4,402	0	0	0	0	0	0	0	-
一般会計 繰入金	CASE1: 現状維持	2,344,940	2,298,265	2,250,661	2,204,903	2,160,805	2,117,589	2,075,237	2,033,732	1,993,057	1,953,196	1,914,132	21,001,577
	CASE2: R8に10%UP	2,344,940	2,298,265	2,250,661	2,204,903	2,160,805	2,117,589	2,075,237	2,033,732	1,950,225	1,686,874	1,426,112	20,204,403
	CASE3: R8に15%UP	2,344,940	2,298,265	2,250,661	2,204,903	2,088,557	2,037,426	2,009,686	1,959,843	1,819,730	1,600,017	1,338,826	19,607,915
	CASE4: R8に30%UP	2,344,940	2,298,265	2,250,661	2,204,903	1,839,870	1,785,763	1,756,419	1,704,284	1,561,874	1,339,446	1,076,969	17,818,455

### 3. 類似自治体と本市の比較（審議結果①②）

第2回審議会資料【再掲】

#### （1）類似自治体との比較方法

他自治体との比較については、本市と類似する自治体との比較を行う。

類似自治体との比較については、総務省から公表されている「令和2年度 地方公営企業決算」により比較を行う。

類似自治体については、総務省による分類されている処理区域内人口、有収水量密度、供用開始後年数により、本市と同分類と整理されている79団体との比較を行った。

なお、公共下水道事業での比較を行っているため、特定環境公共下水道事業は含まれていないため、本市の公表値とは異なることがある。

事業分類 : 公共下水道

処理区域内人口 : 5万人以上 10万人未満

有収水量密度 : 2.5千m<sup>3</sup>/ha以上 5.0千m<sup>3</sup>/ha未満

供用開始後年数 : 25年以上

#### 【類似団体一覧】

室蘭市	栃木市	塩尻市	玉野市
岩見沢市	佐野市	佐久市	防府市
千歳市	鹿沼市	高山市	下松市
恵庭市	日光市	関市	今治市
北広島市	那須塩原市	可児市	新居浜市
石狩市	桐生市	富士宮市	西条市
北上市	伊勢崎市	磐田市	四国中央市
奥州市	加須市	碧南市	大牟田市
石巻市	深谷市	犬山市	飯塚市
名取市	木更津市	伊勢市	小都市
多賀城市	君津富津広域下水道組合	彦根市	宗像市
富谷市	柏崎市	長浜市	太宰府市
米沢市	射水市	近江八幡市	福津市
鶴岡市	小松市	湖南市	唐津市
酒田市	鯖江市	東近江市	鳥栖市
会津若松市	越前市	舞鶴市	大村市
古河市	坂井市	木津川市	八代市
龍ヶ崎市	甲斐市	三木市	都城市
ひたちなか市	上田市	たつの市	うるま市
日立・高萩広域下水道組合	飯田市	出雲市	

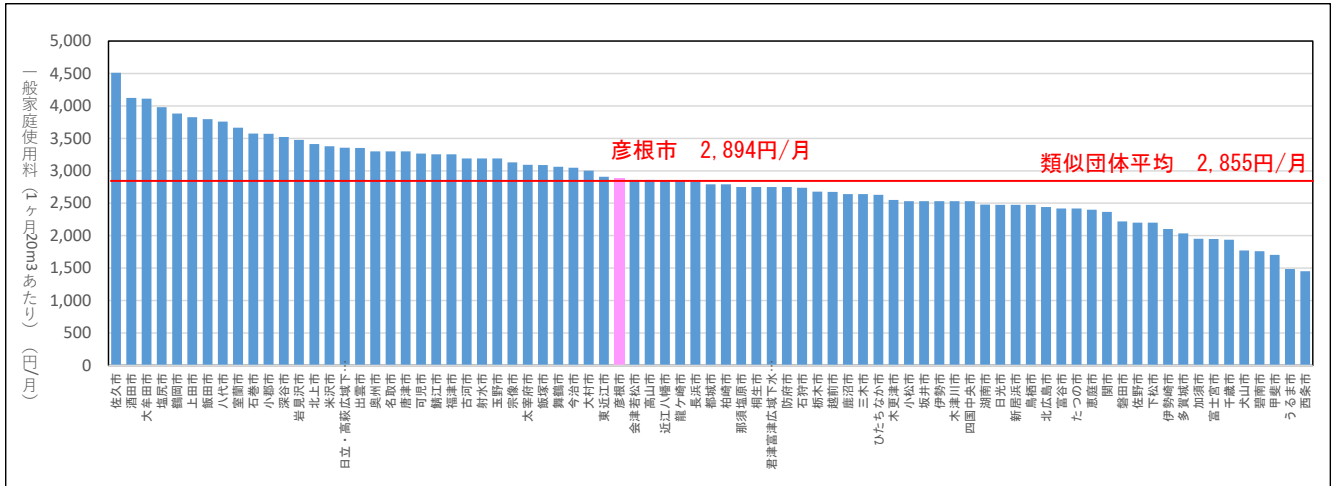


(2) 類似自治体との比較結果

①一般家庭使用料 (1ヶ月 20m<sup>3</sup>あたり)

令和2年度の一般家庭使用料(1ヶ月 20m<sup>3</sup>あたり)について、本市では 2,894 円/月であり、類似自治体 79 団体中、34 位(高い方より)である。

類似自治体の平均値は 2,855 円/月であり、本市は概ね平均的であると考えられる。

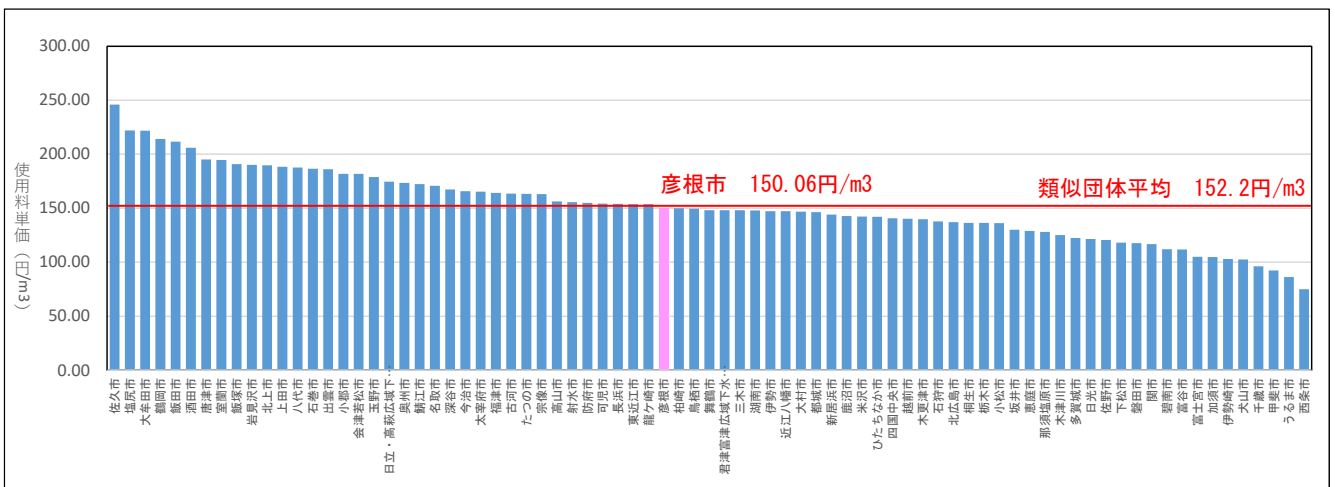


②使用料単価

令和2年度の使用料単価について、本市では 150.06 円/m<sup>3</sup>であり、類似自治体 79 団体中、37 位(高い方より)である。

類似自治体の平均値は 152.2 円/m<sup>3</sup>であり、本市は概ね平均的であると考えられる。

$$\text{使用料単価(円/m}^3\text{)} = \text{使用料収入} \div \text{年間有収水量}$$

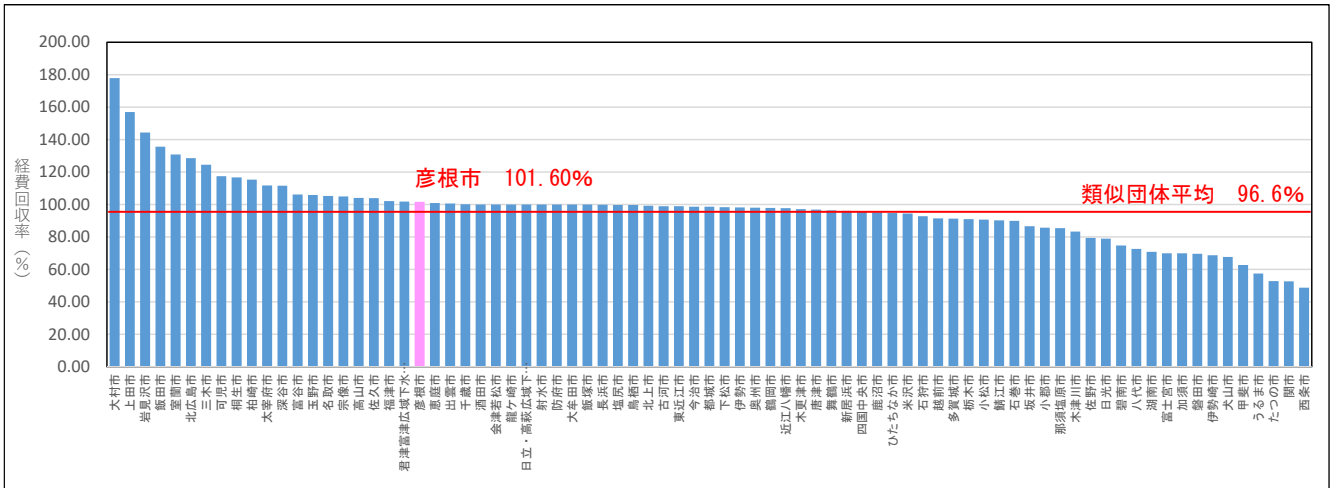


③経費回収率

令和2年度の経費回収率について、本市では101.60%であり、類似自治体79団体中、21位(高い方より)である。

類似自治体の平均値は96.6%であり、本市は概ね平均より若干高いと考えられる。

$$\text{経費回収率(\%)} = \text{下水道使用料収入} \div \text{汚水処理費} \times 100$$



#### ④一般会計繰入金

一般会計繰入金について、類似団体との比較結果を下表に示す。

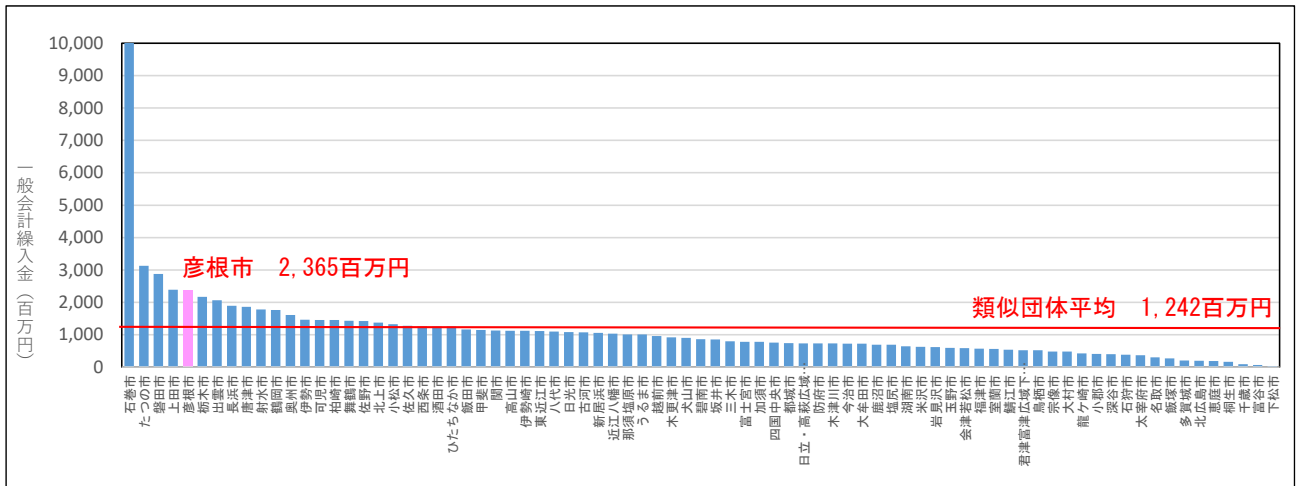
一般会計繰入金については、総務省から公表されている「令和2年度 地方公営企業決算」を用いて整理を行うこととし、以下の合計値とする。

- 収益的収支－収入－他会計補助金
- 資本的収支－収入－他会計出資金、他会計補助金
- 公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業を対象

なお、一般会計繰入金には、汚水事業及び雨水事業が含まれているため、各自治体の汚水事業の整備量、雨水事業の割合によって大きく差がでるため、類似団体との比較結果を行ってはいるが、各自治体の整備状況等で差が生じていることを考慮する必要がある。

令和2年度の一般会計繰入金について、本市では約 2,365 百万円であり、類似自治体 79 団体中、5 位（高い方より）である。

類似自治体の平均値は約 1,242 百万円であり、本市は比較して高いと考えられる。



また、下水道使用料改定時における一般会計繰入金について、試算を行う。

「令和2年度 地方公営企業決算」における一般会計繰入金を現状として、下水道使用料の改定ケースにおける令和14年度の一般会計繰入金を差分として算定する、

下水道使用料を30%UPした際には、一般会計繰入金は、約1,524百万円となり、類似団体平均1,242百万円と同程度になると試算される。

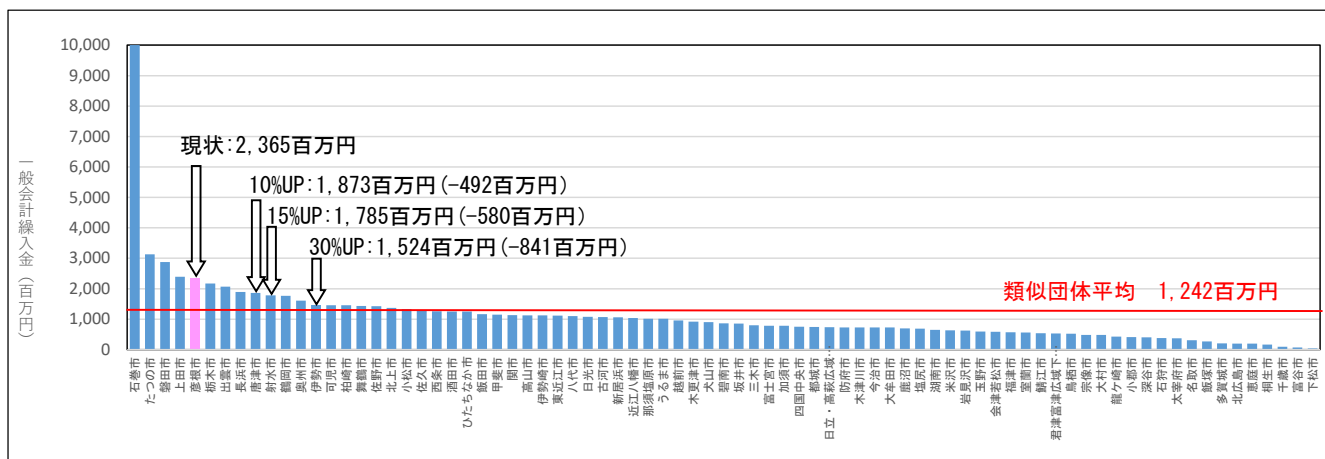


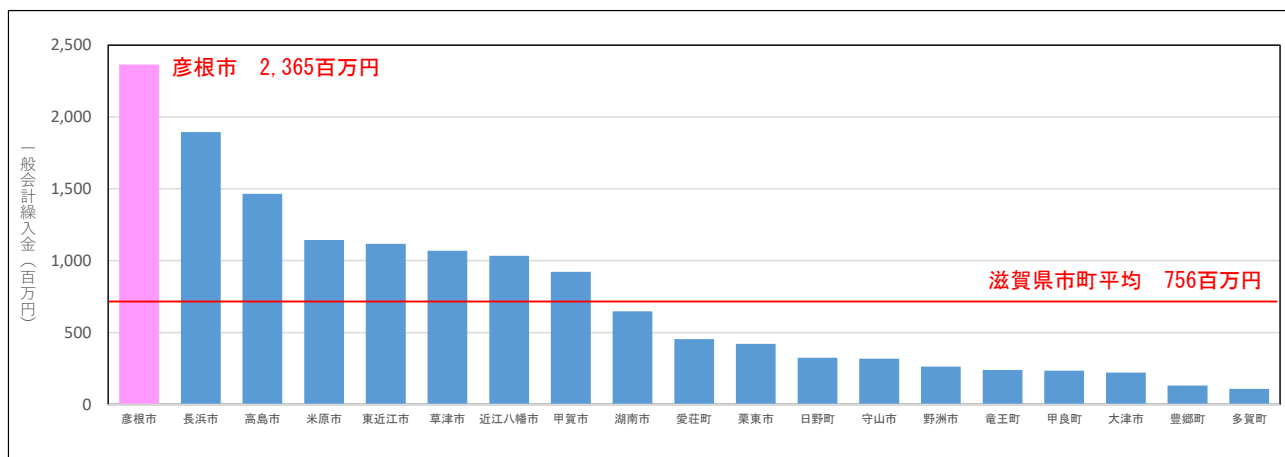
表-1 類似自治体の一般会計繰入金

団体名	一般会計繰入金	団体名	一般会計繰入金
	百万円		百万円
石巻市	21,343	碧南市	861
たつの市	3,129	坂井市	855
磐田市	2,879	三木市	801
上田市	2,394	富士宮市	786
彦根市	2,365	加須市	780
栃木市	2,175	四国中央市	755
出雲市	2,067	都城	746
長浜市	1,896	日立・高萩広域下水道組合	735
唐津市	1,864	防府市	731
射水市	1,780	木津川市	731
鶴岡市	1,767	今治市	728
奥州市	1,611	大牟田市	724
伊勢市	1,461	鹿沼市	693
可児市	1,457	塩尻市	691
柏崎市	1,457	湖南市	648
舞鶴市	1,436	米沢市	629
佐野市	1,424	岩見沢市	624
北上市	1,372	玉野市	596
小松市	1,329	会津若松市	587
佐久市	1,279	福津市	571
西条市	1,256	室蘭市	563
酒田市	1,255	鯖江市	536
ひたちなか市	1,254	君津富津広域下水道組合	526
飯田市	1,166	鳥栖市	524
甲斐市	1,145	宗像市	484
関市	1,134	大村市	479
高山市	1,123	龍ヶ崎市	430
伊勢崎市	1,121	小都市	411
東近江市	1,117	深谷市	401
八代市	1,099	石狩市	383
日光市	1,080	太宰府市	373
古河市	1,072	名取市	304
新居浜市	1,059	飯塚市	270
近江八幡市	1,034	多賀城市	206
那須塩原市	1,012	北広島市	197
うるま市	1,009	恵庭市	193
越前市	958	桐生市	167
木更津市	921	千歳市	90
犬山市	902	富谷市	70
		下松市	39

滋賀縣市町についても、同様に一般会計繰入金の整理を行う。

令和2年度の一般会計繰入金について、本市では約 2,365 百万円であり、滋賀縣市町 19 団体中、1位(高い方より)である。

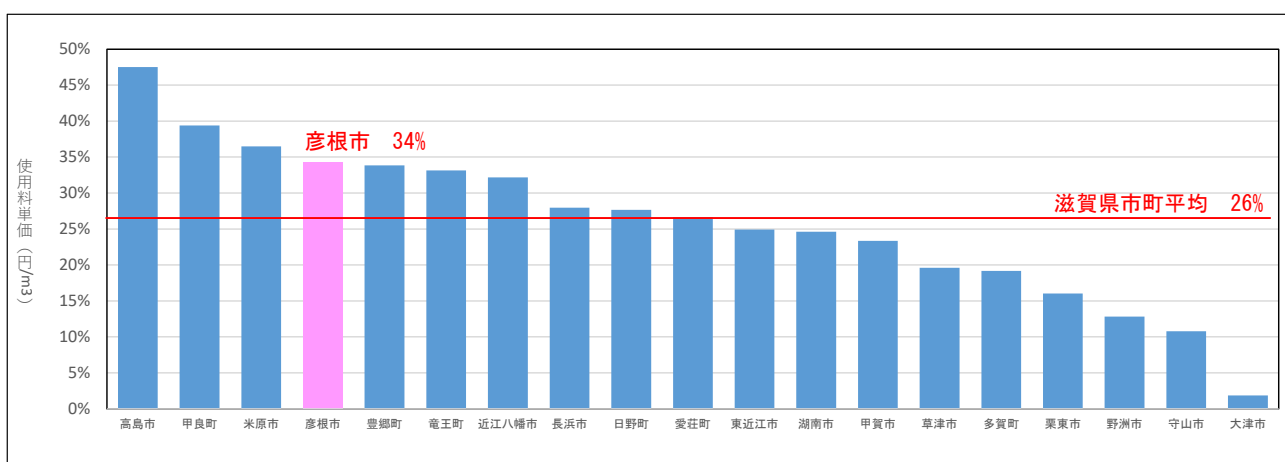
滋賀縣市町の平均値は約 756 百万円であり、本市は比較して高いと考えられる。



また、滋賀縣市町について、収益的・資本的収入に対する一般会計繰入金の割合についても整理を行う。  
収益的・資本的収入についても、総務省から公表されている「令和2年度 地方公営企業決算」を用いて整理を行う。

令和2年度の収益的・資本的収入に対する一般会計繰入金の割合について、本市では約 34%であり、滋賀縣市町 19 団体中、4位(高い方より)である。

滋賀縣市町の平均値は約 26%であり、本市は比較して高いと考えられる。



表－２ 滋賀県市町の一般会計繰入金及び収益的・資本的収入に対する一般会計繰入金の割合

団体名	一般会計繰入金	収益的・資本的収入	収益的・資本的収入 に対する一般会計繰入金の割合
	百万円	百万円	%
大津市	221	11,995	2%
彦根市	2,365	6,905	34%
長浜市	1,896	6,775	28%
近江八幡市	1,034	3,214	32%
草津市	1,069	5,447	20%
守山市	317	2,941	11%
栗東市	421	2,624	16%
甲賀市	922	3,945	23%
野洲市	262	2,047	13%
湖南市	648	2,630	25%
高島市	1,465	3,084	48%
東近江市	1,117	4,484	25%
米原市	1,144	3,135	36%
日野町	325	1,174	28%
竜王町	238	720	33%
愛荘町	454	1,706	27%
豊郷町	131	386	34%
甲良町	233	592	39%
多賀町	108	566	19%
平均値	756	3,388	26%

## 4. 他自治体の料金改定状況（審議結果①②）

類似自治体及び滋賀県市町における下水道使用料改定状況について、整理を行う。

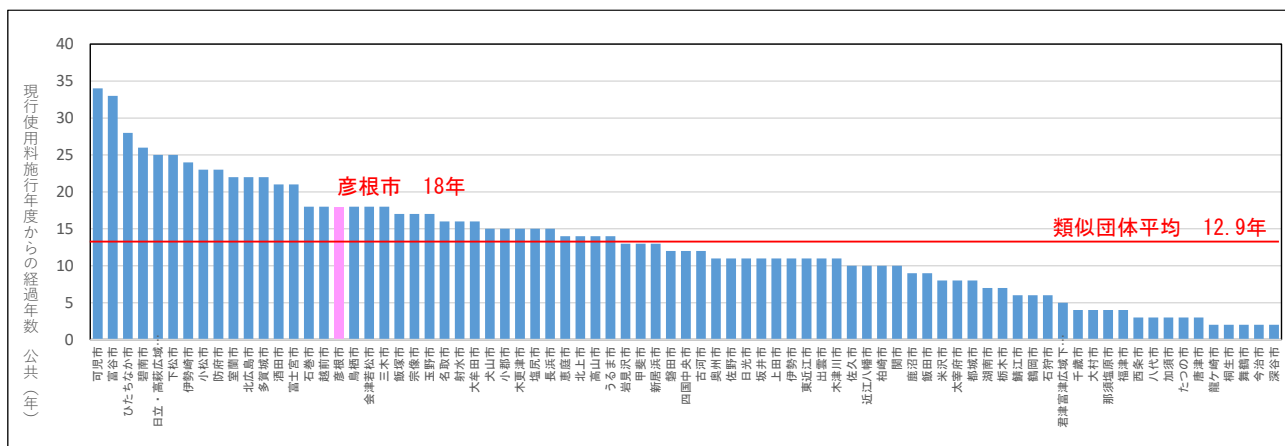
類似自治体及び滋賀県市町の下水道使用料改定状況については、総務省から公表されている「令和2年度 地方公営企業決算」を用いて整理を行うこととする。

なお、滋賀県市町については、令和2年度以降の改定状況を変更している。

現行使用料施行年度からの経過年数(公共下水道)について、類似自治体及び滋賀県市町との比較を下図に示す。

令和2年度時点での現行使用料施行年度からの経過年数(公共下水道)について、本市では18年であり、類似自治体79団体中、15位(古い方より)である。

類似自治体の平均値は約12.9年であり、本市は比較して平均より高く、現行使用料を施行してから改定が進んでいないと考えられる。



表－3 類似自治体の現行使用料施行年月日及び施行年度からの経過年数

団体名	現行使用料 施行年月日		現行使用料 施行年度		現行使用料施行 年度からの経過年数	
	公共	特環	公共	特環	公共	特環
可児市	S63.12.23	H4.6.1	1988	1992	34	30
富谷市	H1.4.1	-	1989	-	33	-
ひたちなか市	H6.11.1	H6.11.1	1994	1994	28	28
碧南市	H8.4.1	-	1996	-	26	-
日立・高萩広域下水道組合	H9.6.1	-	1997	-	25	-
下松市	H9.6.1	-	1997	-	25	-
伊勢崎市	H10.4.1	-	1998	-	24	-
小松市	H11.4.1	H11.4.1	1999	1999	23	23
防府市	H11.10.1	-	1999	-	23	-
室蘭市	H12.4.1	-	2000	-	22	-
北広島市	H12.4.1	-	2000	-	22	-
多賀城市	H12.9.1	-	2000	-	22	-
酒田市	H13.4.1	H23.4.1	2001	2011	21	11
富士宮市	H13.7.1	-	2001	-	21	-
石巻市	H16.4.1	H26.4.1	2004	2014	18	8
越前市	H16.4.1	H16.4.1	2004	2004	18	18
彦根市	H16.4.1	H16.4.1	2004	2004	18	18
鳥栖市	H16.4.1	-	2004	-	18	-
会津若松市	H16.7.1	-	2004	-	18	-
三木市	H16.7.1	H16.7.1	2004	2004	18	18
飯塚市	H17.4.1	-	2005	-	17	-
宗像市	H17.4.1	-	2005	-	17	-
玉野市	H17.6.1	-	2005	-	17	-
名取市	H18.4.1	-	2006	-	16	-
射水市	H18.4.1	H18.4.1	2006	2006	16	16
大牟田市	H18.5.1	-	2006	-	16	-
犬山市	H19.4.1	-	2007	-	15	-
小郡市	H19.4.1	-	2007	-	15	-
木更津市	H19.10.1	-	2007	-	15	-
塩尻市	H19.10.1	H19.10.1	2007	2007	15	15
長浜市	H20.1.1	H20.1.1	2007	2007	15	15
恵庭市	H20.4.1	-	2008	-	14	-
北上市	H20.4.1	-	2008	-	14	-
高山市	H20.10.1	H20.10.1	2008	2008	14	14
うるま市	H20.10.1	-	2008	-	14	-
岩見沢市	H21.4.1	-	2009	-	13	-
甲斐市	H21.5.1	-	2009	-	13	-
新居浜市	H22.1.1	-	2009	-	13	-
磐田市	H22.4.1	H22.4.1	2010	2010	12	12
四国中央市	H22.4.1	-	2010	-	12	-
古河市	H22.12.1	H22.12.1	2010	2010	12	12
奥州市	H23.4.1	H23.4.1	2011	2011	11	11
佐野市	H23.4.1	-	2011	-	11	-
日光市	H23.4.1	H23.4.1	2011	2011	11	11
坂井市	H23.4.1	-	2011	-	11	-
上田市	H23.4.1	H23.4.1	2011	2011	11	11
伊勢市	H23.4.1	H10.10.1	2011	1998	11	24
東近江市	H23.4.1	H23.4.1	2011	2011	11	11
出雲市	H23.4.1	H23.4.1	2011	2011	11	11
木津川市	H23.10.4	-	2011	-	11	-
佐久市	H24.4.1	H24.4.1	2012	2012	10	10
近江八幡市	H24.4.1	H9.4.1	2012	1997	10	25
柏崎市	H24.7.1	H24.7.1	2012	2012	10	10
関市	H24.7.1	H24.7.1	2012	2012	10	10
鹿沼市	H25.4.1	H25.4.1	2013	2013	9	9
飯田市	H25.10.1	H25.10.1	2013	2013	9	9
米沢市	H26.4.1	-	2014	-	8	-
太宰府市	H26.4.1	H26.4.1	2014	2014	8	8
都城市	H26.4.1	-	2014	-	8	-
湖南市	H27.4.1	H27.4.1	2015	2015	7	7
栃木市	H27.5.1	-	2015	-	7	-
鯖江市	H28.4.1	-	2016	-	6	-
鶴岡市	H28.5.1	H28.8.1	2016	2016	6	6
石狩市	H29.3.1	H29.3.1	2016	2016	6	6
君津富津広域下水道組合	H29.9.1	-	2017	-	5	-
千歳市	H30.4.1	-	2018	-	4	-
大村市	H30.4.1	-	2018	-	4	-
那須塩原市	H30.8.1	H30.8.1	2018	2018	4	4
福津市	H30.9.1	H30.9.1	2018	2018	4	4
西条市	H31.4.1	-	2019	-	3	-
八代市	H31.4.1	H31.4.1	2019	2019	3	3
加須市	R1.10.1	-	2019	-	3	-
たつの市	R1.10.1	R1.10.1	2019	2019	3	3
唐津市	R1.10.1	R1.10.1	2019	2019	3	3
龍ヶ崎市	R2.4.1	-	2020	-	2	-
桐生市	R2.4.1	R2.4.1	2020	2020	2	2
舞鶴市	R2.4.1	R2.4.1	2020	2020	2	2
今治市	R2.7.1	R2.7.1	2020	2020	2	2
深谷市	R2.12.1	-	2020	-	2	-



令和2年度時点での現行使用料施行年度からの経過年数(公共下水道)について、本市では18年であり、滋賀県市町19団体中、6位(古い方より)である。

滋賀県市町の平均値は約14.7年であり、本市は比較して平均より高く、現行使用料を施行してから改定が進んでいないと考えられる。

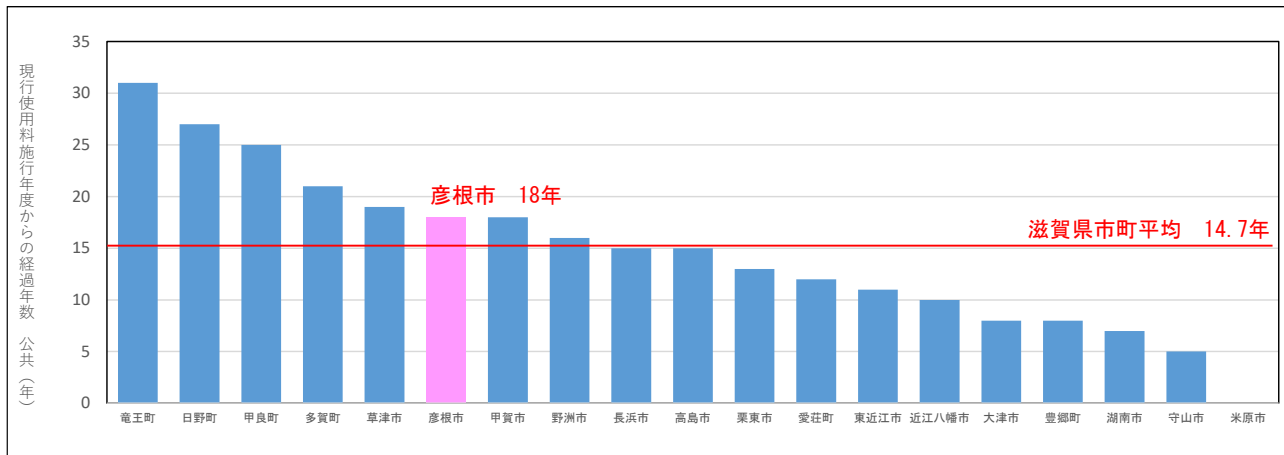


表-4 滋賀県下自治体の現行使用料施行年月日及び施行年度からの経過年数

団体名	現行使用料 施行年月日	現行使用料 施行年度	現行使用料 施行年度からの経過年数
大津市	H. 26. 4. 1	2014	8
彦根市	H. 16. 4. 1	2004	18
長浜市	H. 20. 1. 1	2007	15
近江八幡市	H. 24. 4. 1	2012	10
草津市	H. 15. 4. 1	2003	19
守山市	H. 29. 4. 1	2017	5
栗東市	H. 21. 7. 1	2009	13
甲賀市	H. 16. 10. 1	2004	18
野洲市	H. 18. 4. 1	2006	16
湖南市	H. 27. 4. 1	2015	7
高島市	H. 19. 4. 1	2007	15
東近江市	H. 23. 4. 1	2011	11
米原市	R. 4. 4. 1	2022	0
日野町	H. 7. 4. 1	1995	27
竜王町	H. 3. 12. 1	1991	31
愛荘町	H. 22. 4. 1	2010	12
豊郷町	H. 26. 4. 1	2014	8
甲良町	H. 9. 12. 25	1997	25
多賀町	H. 13. 12. 25	2001	21